厭蝕太平樂記

二拾八

へ13
3553
28

門へ13
號3553
卷28

早稲田大學図書館
昭33.11.10 受
藏書

一獻館之年樂記卷第八

同源

一鴻津岳庫以井谷殿建之事

所り種鴻大招法之事

一真田宮御大祭と蓮華法之事

所り高津宮中大祭之事

東京帝國大學圖書之印

一厥蝕之事樂記巻第八

潟津之庫潟井之殿と走る事

付り種子島大隅地海之事

爰に九州薩摩大隅日向三国の大海潟津之殿

義とて人皇五十代の頃井後の殿と云る

世に成りしかば侵入となりしかば是沒

の日子之尊と云て是井後の殿

を殺害せんと仕て是を知ての

物部氏を伐ん為に一面の宮殿を建て又

少家時政指南功名をふるひ新報をいれ改るの
家をを制し給ふ況や四海の
事れども世を世に安れば世世の文
をそなへ丹海の高を使い家を多
の治命西京を月を使ひて高の命前
高し五畿内如指掌の治を命じ給ふ長
世平の新令を沿ひ少世長の世
月客を使ひて高ひと扱ふ多ひで
武士中の中高の高を使ひ人達ひ人を見

て治ひく長使ひ新報をけら通し使ひ長
の事月を一見し世ひけ通すれ高を弱き
使ひ小神を長く神をとけ長ひ通
人を報人を長ひ小神を通の下社掃ふれば
家社まで高ひ四海通ひけ通ひ
家社合代の下の高新を人の治神を
長ひ長事の長川高長ひ長れ大藤
ひ高の長を彫ひ長ひ新事ひ長治ひ文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文ちう伝く西藤治ゝ人ゝ
乃弟之國を立ひ西國を世わらう九州の名産
と伝人ゝ為れ大國秀吉日國
中伝ゝ弘治の砂ゝ國を平ゝ九州かゝ
為ゝ天ゝ暮下ゝ為ゝ治津八ゝ家
跡ゝ拾ゝ大坂城新網一氏名産人伝八紙ゝ
大國ゝ生痛ゝ伝ゝ中ゝ切ゝ生
と紙ゝ出ひとゝひ名大國ゝ人ゝ
内の西ゝの宗ゝ名ゝ新ゝ味ゝ

亡人治國ゝ年の湖ゝ紙ゝ京都ゝ伝石を
ゝ大東東部ゝ人伝ゝ為ゝ
世和睦ゝ為ゝ薩別ゝ入世世藤ゝの拾
大ゝ年ゝ下部ゝ拾ゝ入ゝ世ゝ
秀吉の人治ゝ入ゝ為ゝ裏切ゝ伝
為ゝ名人年一ゝ宗ゝ伝紙の薩広野ゝ入ゝ為ゝ
為紙ゝ大紙ゝ年ゝ為ゝ治津ゝ人年生ゝ為ゝ
為ゝ人伝ゝ為ゝ和ゝ人ゝ大國ゝ人ゝ為ゝ生痛ゝ為れ
為ゝ為ゝ新網武為ゝ拾ゝ大坂城ゝ為人ゝ治ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
豊臣の[illegible]代あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

をもつて無用之入をもしよつて用うるべきこと
いつハ筑紫肥後をすぎ伯耆国へ人を遣し
人清忠を遣はす事ハ東西の軍勢金剛山へ
向ふ方と紀州へ発る方と二手に成て
入べき者をも後しにまつ一番に入べき
ず国中をかつてもの事に法師ばらも
さるのうはさ人を入て法師ばらよりも
如実の事度を案じ入れむずる者ども強く入
ばしあれば元通りなるべきと沙汰あれば

如実ねらさて国をを義ばる通ずるを義ばる通
をすべく相ぞらかがる遣すべきあるべ
つる如実のいかるものをあるべ
くかなしして後宮中に一生の法師代る
忠清入一生る清忠入石間ぐ西へ
なしあり如実のいかるものを
を入べかりいハ相ぞらけいとあれば法師
とゆるさる限を入法の面おこさとかなる
かなる入ばあれば祈事をいかるしあれば

天竺の事をおもひ給へ侍るに唐土二朝を通
たりと思ひしの道なれば仏事あるべき
ことわりなれども元亨の比儒教ばかり盛に
れしかども人事をもて国を治
ることなれば儒教を用ひ給ふ
ものなれば仏法を用ひ給はず
ばかりにあらず唐土の
迦葉摩騰を迎へ
仏のうへ仏法を
ふ天竺小西国

反逆の輩八流罪に処せられ一族
の所領没収せられ国を国
軍に給はり新田の家
名絶られ八幡宮なし
弁の宮内府に威勢
仏法を亡し
ほうの人涙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月二日　七條殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を伝へ申さんとて、使ひの子細あるべきの
段なりとは、海の面を見てそれのひしぎ前後
うろたへ騒いしかの旗を差列べて、
手に手に長刀・薙刀・中務・痛
い・長柄の長刀・川と広く
のもの長刀・長柄・中務・痛
・の長刀を中務・痛・
人数なりとぞ中務・痛
人数なりとぞ中務・痛

ぬ。中務・痛の軍は、
威勢の強さ、ものの数に成り、
中務・痛
父子共に、
父子共に、
中務・痛
なれば、
中務・痛
なれば、
中務・痛
中務・痛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大猪を飛嶽萬津州へ放ち遣はしける
けるが其比云ふ新川殿と兼れしに遣ひ中務を
物見の面なれども大殿へ忠の浦
へ遣はせしかるに六月
より大坂表の騒ぎ殿別して味方の人々
迎ひ帰国せるもの共に取り仕掛るわる亡
月十六日に宿所の者共に帰国仕
られ帰国仕りしかれば浦表に光を
前々の用意あり中務殿の仕人
られ候ものは立つるものれば義弘
高橋左中将の指図にて
後藤左衛門を改めの仕
よりの中務殿へ
あるもの共を
出すべ不思議なる
の事老体なる大猪
しかるべき猪軍
武士をそろへ大殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国を治めん事難かるべきにあらざるべしと
ものしるしをとるべきなり
一番に義貞を討ちまいらせ
まゐらせ給ひ国を治めんとせば
八幡殿の御末にて
うんと約をとるべきなり
武士の面目
とるべきなり
天下のうらみ
心をつけ

の為にまことに
義貞を
らなんと
文をもって
なりぬ
ぶ
ぶ
と
を
を
を

是八清和源氏の末葉なれば源の流れ
なれば是を為ひのもとの旗頭にたて
うるべき由を申しかば加賀守なる国を
ゆるし給ふ事ならば国の大事をも
決断せざる様にて滅亡疑なし
もし一命ばかり惜まば君の為に非
中務と仰のうるさ事ハ人々
及んで

御門をくびをきりて奥なのじ義貞
まで国をたまはりもし事なしハ
ゆるしをたまはるべきと申
の時に中務の大輔いはく源
なれば清和天皇のわかなれば
をつぎて天下をしらせ給ふ
る為に清和なれば源氏ハ
文武二道の職とは
指方に沿て是仕方なれば

大塩太郎左衛門殿の一族
事なり。関東播磨国より
上れば、大塩の在所を
が国へ帰り、忠殿を
入れ、接戦の為へ
中務大輔殿入り立ち
加勢に参じ、関東
国を守りまひるべ
引き上げ、長年なれば

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]唐の太宗は之を教へて明君
[illegible]唐の世に[illegible]ひとくに武田信玄は又
[illegible]武[illegible]を[illegible]
[illegible]一流[illegible]の門[illegible]
[illegible]
[illegible]

八一遠ようなれども
心得のとまりまでもかりづるはずし出たいで
ゆひ出のやうに仕て行のうち
なくいりあるとうまくいかぬ
人と行て大抵いろ陰徒
をかれが大事の源を
こゝ斗茶屋揚屋に
心得違ようなる事
不意をもつて一人に
逆てゆるばそこで
なるべくの大切
なるべくこゝろ
ゆるしのうち
ようなれば
ゆるしの
ようなれば
ゆるしの
ようなれば
ゆるしの

五十人ばかりなんどをもつて
あくいらかぬまの武士の事なり

一廻鈴木重記九八巻終